

令和4年第2回定例会会議録

招 集 年 月 日	令和4年3月3日（木曜日）			
招 集 場 所	伊江村議会議事堂			
開 議	3月4日 10時00分 渡久地政雄議長宣言			
散 会	3月4日 15時15分 渡久地政雄議長宣言			
出 席 議 員 （ 応 招 議 員 ）	1	渡久地 政 雄 議員	7	内 間 広 樹 議員
	2	並 里 晴 男 議員	8	島 袋 義 範 議員
	3	虻 江 修 議員	9	内 田 竹 保 議員
	5	島 袋 勉 議員	10	名 嘉 實 議員
	6	山 城 善 彦 議員	11	亀 里 敏 郎 議員
欠 席 議 員				
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 島袋 裕次 君 主 事 金城 成 君			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	村 長	島袋 秀幸 君	副 村 長	名城 政英 君
	教 育 長	内間 常喜 君	総務課長	西江 忍 君
	福祉課長	新城 米広 君	住民課長	平敷 兼清 君
	会計管理者	東江 民雄 君	政策調整室長	宮城 弘和 君
	農林水産課長	玉城 正朝 君	農林水産課参事	浦崎 悟 君
	建設課長	知念 利次 君	商工観光課長	島袋 英樹 君
	教育行政課長	万寿 祥久 君	医療保健課長	山城 直也 君
	公営企業課長	亀里 裕治 君	農業委員会事務局長	大城 篤 君
総務課長補佐	古堅 裕喜 君			
議事日程及び会議に付した事件	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和4年第2回伊江村議会定例会議事日程（第2号）

令和4年3月4日（金）午前10時00分 開 議

日程	議案番号	件名
第1	報告第2号	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書の提出について
第2	報告第3号	令和4年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について
第3	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について
第4	諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について
第5	同意第1号	固定資産評価審査委員の選任について
第6	同意第2号	固定資産評価審査委員の選任について
第7	同意第3号	固定資産評価審査委員の選任について
第8	議案第17号	伊江村課設置条例の一部を改正する条例の制定について
第9	議案第18号	機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
第10	議案第19号	伊江村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について
第11	議案第20号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
第12	議案第21号	伊江村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第13	議案第22号	伊江村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第14	議案第23号	伊江村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第15	議案第24号	伊江村農業集落排水事業運営基金条例の制定について
第16	議案第25号	伊江村農業振興推進協議会設置条例の制定について
第17	議案第26号	伊江村体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第18	議案第27号	伊江辺地に係る総合整備計画の変更について
第19	議案第28号	伊江村体験交流施設の指定管理者の指定について
第20		令和4年度新規事業箇所等現場視察

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ただいまから、第2回伊江村議会定例会、2日目の会議を開きます。 (開議時刻10時00分)

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入ります。日程第1 報告第2号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書の提出について、議題とします。

提出者からの報告を求めます。教育長 内間常喜君。

○ 教育長 内 間 常 喜 君

報告第2号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書の提出について、御説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、教育委員会は毎年、その権限の属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することが義務づけられております。令和3年度の評価委員会を令和4年2月21日に開催しましたので、本定例会に報告するものでございます。

お手元の報告書について、御説明を申し上げます。1ページをお開きください。(1)趣旨、先ほど御説明いたしました法的根拠と評価委員会について記載されており、(2)点検・評価の対象は、「令和3年度伊江村教育主要施策」に掲げる学校教育、社会教育、社会体育の重点項目について、(3)のとおり、各施策の取組内容について、現状・成果・課題及び方向性について、教育委員会の内部評価を行い、その後に評価委員会で(5)の3人の評価委員から、取組内容ごとに(4)の達成度に応じた4段階の評価と御意見をいただいております。

2ページは、現在の教育長及び教育委員と教育委員会の開催状況、3ページには、教育委員の主な活動を記載しております。

4ページからは、各施策の主な取組内容についての、計画とその成果、そして課題及び方向性が示され、内部評価と外部評価と委員からのコメントが記載されております。令和3年度は各項目において、おおむねAとBの評価をいただいておりますが、今後も常にPDCAの意識を持ち、教育全般の業務向上に努めてまいります。

以上で報告とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで報告第2号は終わりました。

日程第2 報告第3号 令和4年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について議題とします。

提出者からの報告を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

報告第3号 令和4年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告については、去る2月16日に開催をされました沖縄県町村土地開発公社の理事会で承認をされました同公社の令和4年度事業計画、予算、資金計画について、別紙のとおり地方自治法第243条の3第2項による報告でございます。以上で報告とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで報告第3号は終わりました。

日程第3 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての提案理由を御説明申し上げます。

はじめに、人権擁護委員は法務大臣の委嘱になっており、その任期は3年でございます。委員候補者につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により当該市町村の議会の意見を聞いた上で、市町村が法務大臣に対して推薦を行うこととなっております。

現行の人権擁護委員の島田勝雄委員と内田恵子委員の任期が、令和4年3月31日をもって任期満了となります。その任期満了による提案でございます。

諮問第1号につきましては、令和4年4月1日に就任いただき、再任をお願いするものでございます。氏名は、島田勝雄氏、伊江村字西江前31番地、昭和31年2月23日生まれの66歳でございます。議員皆様御存じのとおり、島田氏は役場に長年勤務され、教育行政課長、総務課長、議会事務局長などを歴任され、そして広く地域実情に精通しているところであります。現在は、村社会福祉協議会の事務局長を努めており、地域が抱える課題解決や地域活動に熱心に取り組んでいるところであります。長年の行政経験に加えて、地域住民の信頼も厚く、今後の人権擁護活動に御尽力いただける適任者としてここに推薦をさせていただいておりますので、ぜひ御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

以上で提案理由とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。お諮りします。

諮問第1号については、質疑、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、質疑、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はございませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、採決いたします。お諮りします。

本案は、適任とすることに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、適任と決定いたしました。

日程第4 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についての提案理由を御説明申し上げます。

本諮問第2号につきましても、現人権擁護委員の内田恵子委員の後任といたしまして、伊江村字西江前1672番地3、島袋和代氏を推薦したく、ここに議会の意見を求めるものでございます。

島袋和代氏につきましては、御存じのとおり保育士として長年勤務され、保育主任、保育所長として、本村の保育、幼児教育の向上に取り組まれております。また地域の方からの信望も厚く、広く社会の実情に精通されているというふうに考えているところであります。今後の人権擁護活動に御尽力いただける適任者として、ここに推薦をしているところであります。御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。お諮りします。

諮問第2号については、質疑、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、質疑、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ございませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、採決いたします。お諮りします。

本案は、適任とすることに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦については、適任と決定いたしました。

日程第5 同意第1号 固定資産評価審査委員の選任について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀幸 君

同意第1号 固定資産評価審査委員の選任についての提案理由を御説明申し上げます。

初めに、同意第1号から同意第3号につきましては、現固定資産評価審査委員の任期満了による提案でございます。同意第1号につきましては、これまで2期固定資産評価審査委員として御尽力いただきました、東江進清氏の後任として、伊江村字西江上1632番地、金城和廣、昭和35年1月23日生まれを、新しく委員として選任したく提案しているものでございます。

金城氏におかれましては、23年間役場に勤務をされ、その間、税務事務、土地評価の担当として従事された経験もあり、今回の固定資産評価審査委員の適任者として同意をお願いするものでございます。御審議方、よろしくお願いを申し上げます。

以上で、提案理由とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから同意第1号 固定資産評価審査委員の選任について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。〔起立全員〕

起立全員です。したがって同意第1号 固定資産評価審査委員の選任について、同意することに決定しました。

日程第6 同意第2号 固定資産評価審査委員の選任について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀幸 君

同意第2号 固定資産評価審査委員の選任についての提案理由を御説明申し上げます。

同意第2号につきましても、これまで3期固定資産評価審査委員として御尽力をいただきました上間建雄さんの後任として、伊江村字東江前504番地、長嶺徳和、昭和27年8月3日生まれを、新しく委員として選任したく、ここに提案しているものでございます。

長嶺氏におきましては、皆様御承知のとおり現在、阿良区長として村の行政にも協力をいただいておりますが、これまで役場勤務の間、税務事務、土地評価の担当として従事した経験ももっております。また、行政書士としての仕事から、土地や財産に関する知識も豊富であり、適任者としてここに選任の同意をお願いするものでございます。

以上で、提案理由とさせていただきます。御審議方、よろしくお願いを申し上げます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから同意第2号 固定資産評価審査委員の選任について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。〔起立全員〕

起立全員です。したがって同意第2号 固定資産評価審査委員の選任について、同意することに決定しました。

日程第7 同意第3号 固定資産評価審査委員の選任について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

同意第3号 固定資産評価審査委員の選任についての提案理由を御説明申し上げます。

現在、2期目を迎えている伊江村字西江上66番地の1、知念和幸氏を3期目の委員として、ここに選任したく同意をお願いするものでございます。

知念氏におきましては、農業に精通していることや、これまでの農業委員としての経験なども踏まえ、今回引き続き、3期目の再任をお願いするものでございます。御審議方、よろしくお願いを申し上げ、提案理由とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから同意第3号 固定資産評価審査委員の選任について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。〔起立全員〕

起立全員です。したがって同意第3号 固定資産評価審査委員の選任について、同意することに決定しました。

日程第8 議案第17号 伊江村課設置条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名 城 政 英 君

議案第17号 伊江村課設置条例の一部を改正する条例の制定についての、提案理由を申し上げます。

令和4年4月1日付、組織機構改革を行いたいため、各課における分掌について所要の改正を行う必要があるため、本条例案を提案するものでございます。

なお、改正内容については、総務課長から説明をいたしますので、御審議方よろしくお願いをいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 西江 忍君。

○ 総務課長 西 江 忍 君

それでは、今回の改正のポイントでございますけれども、これまでの村長部局「8課、1室」であった組

織を、「9課」に再編したいと考えております。

また広報業務、情報通信や移住、定住に関する業務を「総務課」から、名称を変更する「企画課」へ移管いたします。

それでは新旧対照表をもちまして、御説明を申し上げます。新旧対照表をお願いいたします。第1条の見出しにつきましては、「目的」を「趣旨」に改めております。

第2条中「、政策調整室」を「、企画課」に改めております。

第3条中第2項第1号について、職員の人事、及び給与に関することを、職員の人事、給与及び福利厚生等に関することに改め、第10号を、情報通信に関するものを削り、第9号を第10号とし、第2号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に第2号会計年度任用職員の人事、報酬、給与及び福利厚生等に関するものを加える改正としております。第11号で、その他の課の所管に属さないことに改める改正を行っております。

第3号、同条第3項中「政策調整室」を「企画課」に改め、第5号を北部広域市町村圏事務組合事業に関すること。第10号を広報及び統計に関するものに改め、第11号情報通信に関すること。第12号その他行政施策の総合調整に関するものを加える改正を行っております。

対照表2ページお願いいたします。同条第4項第2号中、「村税」を「村民税」に改め、同項第4号中「法人税」を「法人村民税」の賦課徴収に改め、同項第5号を固定資産の賦課徴収に関するものに改める改正を行っております。同項第7号中「医療」の次に「保健」を加え、第9号地域包括センターの事業に関するものを加える改正を行っております。同条第5項第2号を高齢者福祉に関すること。第3号を児童福祉に関すること。第4号を障害者総合支援に関すること。第5号を社会福祉協議会及び福祉センターの管理運営に関するものに改め、第6号戦跡保存、祈願祭に関すること。第7号村立保育所の管理運営に関すること。第8号村立子育て支援センターの管理運営に関すること。第9号地域型保育事業に関すること。第10号その他福祉行政に関するものを加える改正を行っております。

同条第7項中第3号農業委員会に関するものを削り、第4号から第6号を1号ずつ繰り上げる改正を行っております。同条第10項第3号を第5号として、第3号港湾管理に関すること。第4号本部港駐車場に関するものを加える改正を行っております。

以上で、改正内容の説明となります。

なお附則にて、この条例は令和4年4月1日から施行すると規定しております。以上で説明とさせていただきますので、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。3番 虻江 修議員。

○ 3番 虻 江 修 議員

公営企業課の分掌事務の中で、港湾管理に関することということであるんですけども、よく村民の方から自分のところに話を持ち込まれるのは、観光客が島に来る場合、本部港のほうの雑草とか、そういったものが見苦しいという話が度々くるんです。その都度、公営企業課のほうに話をして、処理はしてもらっているんですけど、この港湾管理に関するこの改正は、本部港は一応は受入れで本部町が委託を受けてやっているわけです。なかなかそれが進まない。当然、バス停の雑草とか、あの辺あたりについては公営企業課、船舶の職員の皆さんの協力で実施してもらって、今はよくなっているんですけど、この管理に関することに関しては、本部町とうまく調整してもらって、観光客からそういう非難といたしますか、見苦しいような話が出てこないような形で、うまくできないものか。その辺をちょっと確認したいんですけど。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

公営企業課長 亀里裕治君。

○ 公営企業課長 亀 里 裕 治 君

これまでの流れとして、年末に私たちが屋外駐車場の雑草の除去と、本部港の周辺の草刈りを私たち職員4人ほど出て、2日がかりでやりました。それを何回も本部港の管理事務所と調整して「やってもらえないか」ということをお願いはしているんですが、なかなか彼らも人がいないとか、いろんな理由をつけて、なかなか動いてくれないものですから、私たちが今積極的というか、範疇ではないんですが、虻江議員からの意見もありましたので、今行っているところなんです、これからまた担当者レベルではなくて、またもう少し上のほうと、例えば村長同士でお話をさせていただいて、そういうときに本部町がやるような感じに持っていけば、一番いいのかというのを考えているところでございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

基本的に本部港の港湾管理は、本部町が県から委託を受けて、御存じの通り本部港の中に管理事務所もありまして、そこを管理している職員も本部町の職員でございます。そういう中で、県からの委託料の金額が、なかなか本部町と県の中でうまく調整がないという話をずっとこの本部町長は申し上げていて、前の町長も今の町長も、県からの委託費が非常に少なく、本部町からの持ち出しをもって、管理をしているという、そういうお話も聞いております。虻江議員からいろいろなことも踏まえて、村の議会で本部港は本部町が県から受けて管理をしているので、しっかりやってもらいたいというようなことは、今後申し入れていきたいと思っております。

それとやはり本部港は、伊江島に来る方が観光客、あるいは村民の皆さんも利用されますから、本部港が基本的にやるべき部分ですが、やはり伊江島に来るお客さん、あるいは村民が多く利用する。そういう場所でもありますので、村としても本部港の管理を受けて、本部港がやるべきだという部分は基本的にはもっておりますが、そういう観点から、利用者が伊江村民、あるいは伊江島に来る観光客ということでございますから、村としても可能な限り、本部港管理事務所と調整をしながら、本部港の伊江島航路を利用する皆さんに、そういう不快な思いをさせないような管理は、村としても提携をしながら今後やっていきたいと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。5番 島袋 勉議員。

○ 5番 島 袋 勉 議員

2/3ページなんですが、福祉課の内容に関して質疑します。

この中で高齢者福祉、それと児童福祉、(2)(3)があるんですが、民生委員、児童委員等の内容は、この2つに入ってくるのか。そういった委員の内容、業務もこの中で扱っているのか、お伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

福祉課長 新城米広君。

○ 福祉課長 新 城 米 広 君

(1)のほうで省略となっていると思いますが、こちら社会福祉に関することということで、これまでは児童福祉も高齢者福祉も全般を含めて社会福祉ということでもとめられておりましたが、やはり裾野といいですか、サービスが大分広がっておりますので、それぞれ分かれて高齢者福祉、児童福祉というふうになってございます。

民生委員のほうは、その社会福祉のほうに入っております、その社会福祉のほうで民生委員のところをやっていくということになります、また社協のほうと協力しまして、社協のほうでまた民生委員のほうの協議会等は、こちらのほうで委託をしてやっているとございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

5番 島袋 勉議員。

○ 5番 島 袋 勉 議員

今、民生委員と児童委員等は各区で人選して上げてくるような形になっていますよね。そういった人選のもので、各区がその人選するにあたり、適当な人を見つけることに各区、相当苦慮している現状があるわけです。そういった中で、今その中で社会福祉に充てるとあるんですが、そういったものを含めて、今からはできるだけ行政側もその人選等に関しては、バックアップする体制づくりを持っていただきたい。私たち東江上区でも1人欠員が出ているんです。区長も一生懸命探すんですが、見当たらないと。そういう状況下が各区で出てきているので、今回こういった名称を掲げていますので、そういった各委員等の人選には、ぜひ行政側も関わって、人選する場合はいろんな情報等、村を一円してそういったものは行政側が関わっていただきたい。それを要望します。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

福祉課長 新城米広君。

○ 福祉課長 新 城 米 広 君

ただいまの御指摘、大変こちらのほうでも同じように、区長たちにはかなり苦勞をかけているなどということだと思っております。その辺も踏まえまして、今年度、3月7日に民生委員の協議会に私、参加しまして、アンケート調査をします。その中で今後続けるか、または代わりたいか。そういったものもお伺いしながら、そして面接もこちらのほうで行っていくということで、社協と一緒にやることになっておりますが、そういうことで行政のほうも力を入れてやっていかないといけないということで、区長たちだけじゃなくて、福祉課のほうでもいろいろ心当たりの方などを話し合いを持って、そういう形で進めていこうということで考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第17号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第17号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第17号 伊江村課設置条例の一部を改正する条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第17号 伊江村課設置条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第18号 機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名 城 政 英 君

議案第18号 機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての、提案理由を申し上げます。

先ほど議案第17号で御審議いただきました伊江村課設置条例の一部を改正する条例に基づきまして、令和4年4月1日付、組織機構改革を行うことによりまして関係条例について、所要の改正を行う必要があるため、本条例案を提案するものでございます。

なお、改正内容につきまして、総務課長から説明をいたしますので、御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 西江 忍君。

○ 総務課長 西 江 忍 君

それでは、今回の改正のポイントにつきまして、先ほど可決いただきました課設置条例に基づきまして、「政策調整室」を「企画課」に改める改正と、関係条例におきまして、「政策調整室長」を「企画課長」に改めるものでございます。その際にこの条例の施行に際して、今後必要としない条例2つを附則のほうで廃止してございます。

それでは新旧対照表をもちまして、御説明いたします。第1条、伊江村振興計画審議会条例の一部改正でございます。第8条中、「政策調整室」を「企画課」に改める改正を行っております。

第2条、伊江村スマートアイランド構築検討委員会条例の一部改正でございます。第7条中「政策調整室」を「企画課」に改めております。

第3条、伊江村ICT関連業務業者選定委員会設置条例の一部改正でございます。別表中、3の項、職名等の欄中「政策調整室長」を「企画課長」に改める改正でございます。

2ページお願いいたします。第4条、伊江村景観計画策定検討委員会の委員会条例の一部改正でございます。第7条中、「政策調整室」を「企画課」に改めております。

第5条、伊江村景観条例の一部改正でございます。第30条中「政策調整室」を「企画課」に改めております。

以上で、御説明いたしました5つの条例につきまして、一部改正を行い、附則にて令和4年4月1日から施行すると規定してございます。

附則の第2号におきまして、伊江村人工透析施設整備検討協議会条例並びに伊江村アジア野菜生産販売調査業務業者選定委員会設置条例は廃止すると定めております。

以上で、説明とさせていただきます。御審議のほうをよろしく願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第18号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第18号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第18号 機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第18号 機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第19号 伊江村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について、議題とします。

地方自治法第243条の2第2項の規定により、議会は本条例制定に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聞かなければならないとされております。監査委員より、本条例制定に関する意見書が提出され、その写しをお手元に配付しております。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

議案第19号 伊江村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についての、提案理由を申し上げます。

地方自治法第243条の2第1項の規定により、地方公共団体の長や職員等に対する損害を賠償する責任を、条例で定めることにより、賠償の責任を負う額から、政令で定める基準を参酌して、政令で定める額以上で条例で定める額を控除して得た額を免責する旨を定めることができることとされたため、本条例を制定する必要がある。そのために、提案するものでございます。

条例の内容につきましては、総務課長から説明いたしますので、御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 西江 忍君。

○ 総務課長 西江 忍 君

それでは、本条例につきまして、地方自治法の規定に基づきまして、村長や職員等の地方公共団体に対する損害賠償について、善意で重大な過失がないときは、損害賠償額を限定して、それ以上の額を免責するということが可能になったもので、それに伴いまして制定するものでございます。

それでは議案の次のページです。伊江村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例をもちまして、御説明申し上げます。第1条では趣旨といたしまして、地方自治法の規定に基づき、村長等の村に対する損害賠償責任の一部を免責させることに対し必要な事項を定めております。

第2条は、損害賠償責任の一部免責といたしまして、村長等に対する損害賠償責任を善意でかつ重大な過失がないときは、損害賠償の責任を負う額から基準給与年額に第1号から第4号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免責させる旨を規定してございます。この条例の施行期日は、公布の日からと定めたいと思います。

以上で、説明とさせていただきます。御審議のほうをよろしく願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第19号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第19号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第19号 伊江村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第19号 伊江村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第20号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

議案第20号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての、提案理由を申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律の公布により、関係する条例の引用する条項のずれが生じたため、関係条例の一部を改正する必要があるため、提案するものであります。

今回の地方自治法等の一部改正は、先ほど説明を議案を提案しました普通地方公共団体長等の損害賠償責任の一部免責が、地方自治法第243条の2として制定されたため、伊江村の関係条例も改正する必要があるために、本条例案を提案するものでございます。

総務課長から改正内容について、説明いたしますので、御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 西江 忍君。

○ 総務課長 西江 忍 君

新旧対照表をもちまして御説明いたします。新旧対照表の1ページをお願いいたします。

第1条伊江村船舶運航事業の設置等に関する条例の一部改正でございます。5条中、「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める改正でございます。

第2条伊江村水道事業の設置等に関する条例の一部改正でございます。5条中、「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改めております。

第3条伊江村監査委員条例の一部改正でございます。第3条中、「第243条の2第3項」を「第243条の2の2第3項」に改めております。以上で説明いたしました3つの条例につきまして、一部改正を行い、附則におきまして条例の施行日を公布の日からと規定させていただいております。

以上で、説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第20号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第20号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第20号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第20号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第21号 伊江村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城 政 英 君

議案第21号 伊江村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての、提案理由を申し上げます。

令和3年の国の人事院勧告、沖縄県人事委員会の給与勧告、伊江村における人事評価処遇反映並びに主任看護師の新設に伴い本条例の一部を改正する必要があるため、本条例案を提案するものであります。

改正内容について、総務課長から説明いたしますので、御審議方、よろしく願いをいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 西江 忍君。

○ 総務課長 西江 忍 君

それでは、今回の給与改定につきまして、副村長から提案のあったとおりでございますけれども、お手元にお配りしてあります伊江村の給与改定イメージ図を御覧ください。

まず枠内の国・県の勧告ポイントがございます。1点目、月例給は民間給与との格差がマイナスの27円、マイナスの0.01%、極めて小さいことから今回、月例給につきましては改定がございません。

2点目のいわゆるボーナスでございますけれども、ボーナスにつきましては0.15月分引き下げ、民間の支給状況を踏まえ、期末手当に配分するというものでございます。

3点目、令和3年度分の引き下げ分を、令和4年6月のボーナスにて調整するとしております。そのことにつきましては、下段のほう※印でしておりますけれども、令和3年度の給与改定につきましては、本来なら12月に行う予定でしたが、臨時国会が12月以降となり、本来12月に引き下げる予定だった期末手当の相当額を国・県と同様に本村におきましても、令和4年の6月の期末手当で引き下げすることとなっております。また、平成28年度より実施しております人事評価について、これまで評価を行ってまいりましたが、令和4年度から人事評価の結果を処遇反映させるため、条例内において関連する部分の人事評価の結果の文言等を加える改正を行っております。

最後に、令和4年度より新設される主任看護師の追加につきましては、これまで透析センターの臨床工学士の資格と看護師の資格を保持しており、兼務して透析業務を行ってまいりましたが、来る月末の3月の退職に伴い4月からは、看護師業務の主任を配置し、医師、臨床工学士と連携しながら取り組みたいということで、主任看護師を追加した改正を提案させていただいているところでございます。

それでは新旧対照表をもちまして、御説明いたします。新旧対照表の1ページをお願いいたします。

第6条第5項中「期間の全部を良好な成績で勤務した職員」を「期間におけるその者の人事評価の結果が良好である職員」に改める改正でございます。

第20条第2項中「100分の130」を「100分の122.5」に改める改正を行っております。

第21条第1項中「対し、」の次に「基準日以前における直近の人事評価の結果及び」を加え、「勤務成績」を「勤務の状況」に改める改正を行っております。

2ページをお願いいたします。別表第3中「副看護師長」の次に「主任看護師」を加える改正を行っております。

以上が、改正内容でございます。附則にて、この条例は、公布の日から施行する。と定めております。また、附則2号におきまして、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置といたしまして、冒頭説明いたしました国、県の勧告ポイントで、本来昨年の12月に引き下げる予定だった期末手当相当額を、令和4年6月の期末手当で引き下げる旨を規定してございます。

なお、本条例の改正に伴い給与改定及び人事評価の処遇範囲につきましては、事前に職員、労働組合の役員に説明いたしましたの提案であることをつけ加えさせていただき、説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第21号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第21号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第21号 伊江村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第21号 伊江村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第22号 伊江村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城 政 英 君

議案第22号 伊江村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についての、提案理由を申し上げます。

主任看護師の新設に加え、臨床工学技士を主任との細分化及び金額の見直しを行う必要があります。また、特殊勤務手当の性格上、主任保育士は当該、特殊勤務手当として支給するのは適切でないとの沖縄県の給与実態調査のヒアリング時に指導がございましたので、これらの主任手当については、今回廃止をするということでございます。しかしながら、これまで主任保育士については、特殊勤務手当で手当てしてございましたけれども、これらがなくなると、廃止するということについては、今後処遇改善を図るために、この特殊勤務手当は廃止されますけれども、その他の保育士、主任保育士に対して手当てをする旨の、計画を立てながら沖縄県の指導も仰ぎながら、その処遇改善を図るために、主任手当に代わるものを提案するようなことを今、計画をしてございますが、それらにつきましてはまた給与条例の改正が必要ですので、3月末の臨時議会で、主任手当に代わるものを提案をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。そういうことで、本条例案を提案するものでございますので、よろしくお願いをいたします。

総務課長から説明をいたしますので、御審議方、よろしくお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 西江 忍君。

○ 総務課長 西 江 忍 君

それでは、新旧対照表をもちまして、説明いたしましたと思います。新旧対照表をお願いいたします。

第2条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第11号までを1号ずつ繰り上げる改正を行っております。

第4条第2項第6号中「7万円」を「3万5,000円」に改め、同号を同項第8号とし、同項中第5号を第6号とし、同号の次に次の1号を加える。とし、(7)主任臨床工学士、月額5万円。第4条第2項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。(3)主任看護師、月額7,000円と定めております。

第7条につきましては、削る改正を行っております。

なお附則におきまして、令和4年4月1日から施行する。と規定してございます。なお、本条例の改正につきましても、職員労働組合の役員に説明いたしましたので、よろしくお願い申し上げます。

特殊勤務、今回ですね、主任保育士を削っておりますけれども、この特殊勤務手当につきましては、職員の勤務が著しく危険とか、不快、不健康または困難な勤務、その他著しく特殊な勤務で、給与上、特別な考慮を必要とするものと規定されております。具体的には、医師とか、看護師はその特殊勤務手当に該当するのかと考えております。

以上で、提案理由とさせていただきます、御審議をよろしくお願い申し上げます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第22号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第22号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第22号 伊江村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第22号 伊江村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

休憩します。

(休憩時刻11時05分)

再開します。

(再開時刻11時20分)

日程第14 議案第23号 伊江村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城 政 英 君

議案第23号 伊江村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての、提案理由を申し上げます。

フルタイム会計年度任用職員の給料は、職員の区分に応じて上限月額を別表で定めておりますけれども、

新たな区分と上限額を追加する必要が生じたため、本条例案を提案するものであります。

なお、改正内容につきまして、総務課長が説明いたしますので、御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 西江 忍君。

○ 総務課長 西 江 忍 君

それでは新旧対照表をもちまして、御説明いたします。新旧対照表をお願いいたします。

別表第3条関係、職員の区分「清掃作業等に従事する者」を「単純な労務又は作業に関する者」に改める改正を行っております。

職員の区分に「行政専門職」と「教育専門職」を追加し、上限額で行政専門職の上限額を「35万円」、教育専門職の上限月額を「33万円」を追加する改正を行っております。

以上が、改正内容の説明でございます。なお、附則にて、この条例は令和3年4月1日からと定めてございます。

今回の改正におきまして、行政専門職でございますけれども、行政専門職とは、地域おこし協力隊や移住・定住のコーディネーター及び土木・建築の技師等を指しております。教育専門職とは、ALT外国語指導助手等を指しておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。6番 山城善彦議員。

○ 6番 山 城 善 彦 議員

今回、新たな区分として上限額を追加する必要があるということではありますが、行政専門職、それと教育専門職、それにこの上限に値する職員は、いるんでしょうか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

副村長 名城政英君。

○ 副村長 名 城 政 英 君

先にお答えさせていただきますが、総務省からのこれは交付税の対象になって派遣されるALT (Assistant・Language・Teacher) というと、学校現場に直接入って言語をしゃべってやるこのALTなんですけれども、この人たちは初年度は30万円、4年以降は何万円と決まっています、33万円が今、国が定められた交付税に措置される金額の定まっている額なんです。それを既にもうそういうことでやっていたんですけれども、うちの条例の中に入っていないものですから、今回これをしっかり入れていくということで、それはもう既にやっている職員です。

そして行政の専門職につきましては、実際に今例えば、土木技師とか建築技師あたりが現在、退職あるいは民間あるいは途中でですね。そのために会計年度任用職員として、その土木の資格を持っている職員を建設課に配置していますが、彼たちもそういうことで、これまで委託契約に形をとっていますけれども、会計年度任用職員ということで位置づけてありますから、その上限金額をこれに定めようということで、そういうことでしております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

6番 山城善彦議員。

○ 6番 山 城 善 彦 議員

わかりました。今までもそういうふうにしてやっていたんですけども、条例に制定していなかったのが、今回改めて制定したということによろしいですか、わかりました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第23号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第23号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第23号 伊江村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第23号 伊江村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第24号 伊江村農業集落排水事業運営基金条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城 政 英 君

議案第24号 伊江村農業集落排水事業運営基金条例の制定についての、提案理由を申し上げます。

伊江村農業集落排水事業の経営の安定と事業の円滑な執行を図るために、本条例を制定する必要があるため、本条例案を提案するものでございます。

なお、条例の内容につきまして、農林水産課参事から説明がありますので、御審議方、よろしくお願いをいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課参事 浦崎 悟君。

○ 農林水産課参事 浦崎 悟 君

議案第24号 伊江村農業集落排水事業運営基金条例の制定について、提案理由を御説明いたします。

第1条は、設置であります。令和2年度より着手し、令和6年度より供用を開始予定しております伊江村農業集落排水事業に関わる経営の安定と、円滑な事業の執行を目的にその財源として当てる資金の積み立てを行う旨、記載し定めております。

第2条につきましては、基金の積み立てに関する事業、積み立てる額については、毎年度、会計年度の一般会計で定めるということで記載しております。

なお、第3条の管理、第4条運用益金の処理、第5条の処分までにつきましては、基金を設置するときの条例として、基本的に定める事項をそれぞれ定めてございます。

第6条につきましては、委任の規定として、基金の管理を定める事項について、記載をしております。

附則では、この条例は、令和4年4月1日から施行するというように定めております。なお、当該基金の使途でございますが、積み立てた基金は、各家庭と公共下水道に接続する際の、その接続の補助金、さらには終末処理施設の運営費について、不足が生じた場合の活用を計画しております。

基金の条例の説明は、以上でございます。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。8番 島袋義範議員。

○ 8番 島袋義範議員

これ基金を毎年度、積み立てるとなっていますけれども、毎年幾らぐらいの金額を積み立てる予定なのか。それと最高限度、幾らぐらいの基金になるのか。例えば10億円以上の基金になるのか。5,000万円ぐらいの基金になるのか、その辺が定かではないもので、大体どれぐらいの上限を予定しているか。その辺をお伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課参事 浦崎 悟君。

○ 農林水産課参事 浦崎 悟 君

基金の積立金額ですが、令和4年度新年度予算において8,000万円積立てを行い、それ以降は3,000万円を積立てしていく予定でございます。いろいろ運営費などの試算をしまして、現在の計画では、令和4年から令和24年まで積立をし、総額6億8,000万円を積み立てて、それで事業、運営に活用していく計画でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。6番 山城善彦議員。

○ 6番 山城善彦議員

確認なんですけど、これは当初、説明会の中で結局は、宅地内のものについては、個人負担はなくて、「やります」ということでありましたが、そういうことで理解してよろしいですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課参事 浦崎 悟君。

○ 農林水産課参事 浦崎 悟 君

家庭内、基本的に自己負担の制度になっているんですが、効果促進事業という既存の補助金、それと今回、設置する基金条例の積立金を使って、個人負担がない形で補助をしようと考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

6番 山城善彦議員。

○ 6番 山城善彦議員

今回の積立てが、個人の負担になる部分を補うということだと思いますが、少し理解できないところがありまして、予算要求資料を持っていますか。その27ページなんですけど、これに浄化槽と農業集落排水施設の接続者の年の負担額というのがあるんです。それを見ていたら、設置費の年換算で0.5万円というのがありますよね。それと結局、維持費については、支払うものについては、水道料と同じような説明もあったんですが、その上の年換算の0.5万円については、どういうふうなことでしょうか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課参事 浦崎 悟君。

○ 農林水産課参事 浦崎 悟 君

この予算要求資料に載せているものは、あくまでも一般的に事業を行うと、このぐらいの金額、設置費だと他市町村では25万円かかるので、これを年に換算すると年当たり5,000円ぐらいの設置費の負担が、本来は生じるという意味で記載していて、このとおりに伊江村がやるということではなくて、浄化槽の維持管理費とか設置費とかは、通常他自治体でやると、このぐらいの金額がかかってくるという参考で示したものでございました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第24号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第24号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第24号 伊江村農業集落排水事業運営基金条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第24号 伊江村農業集落排水事業運営基金条例の制定について、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第25号 伊江村農業振興推進協議会設置条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城 政 英 君

議案第25号 伊江村農業振興推進協議会設置条例の制定についての、提案理由を申し上げます。

伊江村の農業における課題解決、農業振興施策を地域一体となって推進するため、村内の農業者を含めた農業関係者等で構成する協議会を設置する必要があるため、本条例案を提案するものでございます。

なお、条例の内容につきまして、農林水産課参事から説明させますので、御審議方よろしく願います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課参事 浦崎 悟君。

○ 農林水産課参事 浦 崎 悟 君

議案第25号 伊江村農業振興推進協議会設置条例の制定についての提案理由を、御説明いたします。本条例は、伊江村の農業における課題解決、農業振興施策を地域一体となって推進するため、村内の農業者を含めた農業関係者等で構成する協議会を設置するものであります。

重要な農業計画の策定などを行います。現行においては、伊江村農業振興協議会と伊江村地域農業再生協議会という2つの協議会が、規則や要領によって定められて設置されている状況であります。今回提案の条例におきまして、2つの協議会、検討会を一本化して設置したいというものでございます。

それでは条例の内容について、説明いたします。第1条は設置、伊江村における農業の振興とその円滑な推進を図るために、協議会を設置したいと考えております。

第2条では、協議事項について定めております。本協議会で協議する事項といたしまして、農業経営基盤の強化に関する基本的な構想、人・農地プラン、農業振興地域整備計画、その他農業振興に関することを、協議事項とします。

第3条は、委員。協議会構成について、規定しております。

第4条では、委員の任期について、規定しております。

第5条は、会長及び副会長について、規定しております。会長、副会長それぞれ1人について、規定しております。

第6条は、会議についての規定でございますが、会議の招集、議事の決し方についてうたっております。

ページをめくりまして、第7条では意見の聴取について、必要に応じて関係者から意見の聴取について、

うたっております。

第8条は報酬で、委員の報酬につきましては、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例第2条中、その他委員の日額報酬を支給するものと規定しております。

第9条では、庶務についてうたっており、農林水産課において処理すると規定しております。

第10条、その他についてですが、この条例に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が協議会に諮り、別に定めるとしております。

附則としまして、令和4年4月1日から施行するものとしております。

以上で、提案理由の内容の説明になります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議員

これまでいろいろあった農業振興の話をする場所が、一本化にまとめるということでもいいことだと思います。そこで、3条の委員の中の第3号、沖縄県農業協同組合伊江支店長と限定していますけれども、これまで従来でしたら島ンチュが支店長の時代はいいんだけど、今の支店長はほとんど本島から見えます。そして任期も大体2年ぐらいだと聞いております。すると、本村の農業に専門的にわかるのかどうか、疎いのではないかと私は思うわけです。そこでこれは支店長と限定することなく、農協伊江支店の職員の中から、島のことをわかっている。例えば副支店長なんか、村出身だと思っただけど、そういう方々にする必要はないかどうか。支店長に限定する意味、ちょっとお伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課参事 浦崎 悟君。

○ 農林水産課参事 浦 崎 悟 君

こちらの伊江支店長に限定しているということですが、今回この一本化した設置条例において、今後、改定とか決定していきたい計画というのは、重要な計画になっていて、人・農地プランの改定とか、農業振興地域計画の定期的な改定、決定など重要な計画書等の決定になるので、やはり伊江村の農業の団体の支店長という形で、役職を充てています。議員お説のとおり、外部から来る支店長が近年はなっているということですが、これまでも農林水産課においては、支店長を参集した場合においても、その専門性というか、中身に応じて、担当職員を同席してもらって、そのフォローとかをさせていただいているところです。今回の設置条例においても、必要に応じて第7条のほうで委員以外も出席を求めることができるので、支店長は農業団体の長として出席してもらって、専門的に意見を聴取したいときとか、少し心配がある場合は、担当職員を農協から参加させて、計画書を策定していきたいと考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議員

これまでも何々協議会とかいう場合は、人の人選というよりは、各団体の青年会長、婦人会長、老人会長をすぐに充てる。つくるときにもう頭で決まっているわけです。この場合は、ある場合はいいかしらん。島ンチュだから、この場合は島の農業をちゃんと話し合う場合に、島の農業のことをわかっておられないと、旅から来る人は、農協の支店長だって、農業を専門職で来ているわけじゃなくて、農協の経営として参加しているかしらん。そういう人たちが伊江村の農業振興の話合いの場においていいのかどうか。という私は考えるわけです。だから、これまでみたいにならう何々支店長、何々組合長であればいいという考えで

やったら間違いじゃないのと、私は言いたいわけです。そして、今支店長と限定されているから、職員とやれば、村長と支店長が相談して、その件の農業については、うちの職員の誰々が専門だから、それに決めようというふうに決めたらいいんだけど、今支店長に限定されているから私はちょっと疑問があるわけです。そういう面に不安はありませんか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城 政 英 君

先ほど参事からも、るる説明がありましたが、ぜひこれを御理解いただきたいんですが、まずは団体長、特に沖縄県農業協同組合の伊江支店長としているその理由についても、先ほど参事から説明がありましたが、やはり農協として組織を挙げて、ある程度権限を持っている方を入れることによって、大事な計画、大事なプランを、あるいは大事なことを進行していくために、どうしてもやはりその権限を持っている方が判断のできる方がいたほうがいいということもぜひ、御理解いただければと思います。また、その支店長はやはり外から来られて、専門性がない場合においては、第3条の1号に掲げている村内で農業に従事する者ということで、各耕種別にそれらの専門の農業をされている実際に営農されている方を中に入れていきますので、その件については、その方々の意見もまた代理としてある程度、計画に組み入れていくことも可能だろうし、そういったことでぜひ御理解いただければと思っていますので、また組織として権限を持っている方を入れることによって、決めるべきことが決定しやすいという部分があることについては、御理解いただければということで今回このような委員の案になっていますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

5番 島袋 勉議員。

○ 5番 島袋 勉 議員

同じく3条に関して、観光推進協議会等では、議会の経済、公営、常任委員長等も入っていたと思います。そこでは、そういった文言も見えない。そして先ほど来あります農業協同伊江支店の絡みだけ、葉たばこ耕作組合、それと沖縄県花卉協同組合の名前の名称も見えない。そういったところは、その他特に村長が必要と認める者に入っているのか。どうですか。これは、村長に答弁をお願いします。

そういったところは、必ず入れていただきたい。代表するのは、伊江支店だけではありません。たばこもあり、和牛改良組合もある。そういったところの代表とか専門にやられている方は必ず入れる。そういったものは確約してください。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課参事 浦崎 悟君。

○ 農林水産課参事 浦崎 悟 君

議員お説のとおり、今回設置する条例で、委員会、協議会を設けまして、協議する事項に応じて、もちろん各農業団体の会長などを入れるということは、当然のこととして想定しておりまして、それはその他特に村長が必要と認める者で、12名以内で想定しているので、ここには今、5つのポジションだけ明記しておりますが、この審議する内容に応じて団体の長、会長を入れる。今おっしゃった方々を入れるというのは、農林水産課としては当然として考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

9番 内田竹保議員。

○ 9番 内田 竹 保 議員

この推進協議会、立ち上げすることは非常にいいことだと思っておりますが、これまで伊江村の農業を見

てみますと、島らっきょうをはじめとして、拠点産地、認定されるまでは右肩上がりといえますか、大分面積、生産量も多くなっておりますけれども、これはらっきょうだけじゃなくて、ほかの拠点産地にも認定されているもの以外にも、今生産量が落ち込んでいるというようなこともあるものですから、その協議会の中で委員の12人、今議論があるように12人というのはちょっと少ないのではないかというような感もいたします。それを例えば、その推進協議会を設置した後に、今各部会ごとといえますか。それをやればいいんですけれども、今委員の中で1から6番までありますけれども、そのメンバーだけでも、すぐに12人に達するんじゃないかと、今島袋 勉委員からありましたように、各作物ごとの部会長あたりもぜひ入れて、もうちょっと規模を拡大して、真剣に今後の伊江村農業のあり方ということで議論すべきだと思うのでありますが、その委員の12人について、もうとちょっと規模を拡大して、あらゆる作物の部会長あたりを、この組織に網羅して、真剣に農業の今後の農業振興について、話し合うべきだと思いますが、どうでしょうか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

内田委員のただいまの御質疑の前に、島袋 勉委員からありました私にぜひ聞きたいということでございましたが、農林水産課参事の浦崎参事が答えたとおり、担当課でも幅広く伊江村で農業をしている団体からの皆さん委員として委嘱をしていきたいということでございますから、そういうことを御理解をいただきたいと思っております。

それと島袋義範委員からありました件につきましては、副村長から答弁がございましたが、やはりそれなりに伊江支店長という部分は伊江支店だけではなくて、JAおきなわ、本店、その辺との部分の絡みの計画、その辺の部分も意見を聞きながらつくらないといけないという観点から、本店と伊江支店を代表して、調整もできる。そういう権限を持っている。そういうようなことで団体長を伊江支店長を委員として考えているということであるというふうに考えております。義範議員の懸念につきましては、私たちの中でも、そういうことも多少考えられますから、先ほど参事が答弁したように第7条、あるいは第10条の中で、しっかりと今後検討しながら、会の指針の協議会の充実、あるいは円滑な運営にあたっていきたくて思っております。内田議員の委員の12人という部分が、もっと拡大して部会とかという、この作物ごとの代表としての例えばJAの園芸生産組合の中に、そういう部会もありますから、そういう方々も考えたほうがいいのではないかとということでありますが、ただやはり20人以上になると、これは決めて決定していくということですから、重要な事項について、人選の人間の委員の人数的には、将来にわたる伊江村の重要な農業振興に係るいろんな課題、その辺の部分を決めていくという中では、やはり12人とか、多くても15人、その辺の人数的な制限は、自ずからあるのかと思っておりますので、その内田議員の御質疑の件についても、第10条で協議会の運営に関し必要な事項は会長が協議会に諮り、別に定めるということになっておりますから、幅広く、ほかの協議会みんな作業部会とか、また下に下ろして、個別の事案について、しっかりと議論できる観光推進協議会もそうですけれども、民泊部会、宿泊部会かな、そういう感じがありますから、日々農業に一生懸命取り組んでいる農家の皆さんの意見もこの協議会の中のいろんな計画を策定していく中で、十分に反映できる、そういう体制づくりを今後内部でしっかり検討しながら、運営にあたっていきたくて思っておりますから、ひとつ御理解をいただきたいと思えます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第25号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託

を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第25号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第25号 伊江村農業振興推進協議会設置条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第25号 伊江村農業振興推進協議会設置条例の制定について、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第26号 伊江村体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城 政 英 君

議案第26号 伊江村体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての、提案理由を申し上げます。

屋内体育施設整備事業の完成等に伴い、本条例の一部を改正する必要があるため、条例案を提案するものでございます。

なお、改正内容につきましては、教育行政課長から説明がありますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育行政課長 万寿祥久君。

○ 教育行政課長 万 寿 祥 久 君

それでは議案第26号 伊江村体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由、御説明させていただきます。

現在、社会体育施設として使われているB&G海洋センター、体育館とプールは、昭和60年の供用開始から、村民のスポーツによる健康増進、子供会の各区対抗水泳大会や学校の水泳の授業など37年間の間、多くの村民にB&Gの名前で親しまれてまいりました。このたび老朽化により供用を終了し、現在進めております屋内体育施設整備事業によって、新たな屋内体育施設が供用開始をいたします。本条例改正は、伊江村B&G海洋センターの体育館・プールの廃止と、新たな屋内体育施設について、施設の名称及び位置と施設の使用料を定めるものでございます。

それでは改正内容について、新旧対照表にて御説明を申し上げます。新旧対照表1ページを御覧ください。第2条（名称及び位置）では、改正前、現在の伊江村B&G海洋センター体育館・プールと、その位置を改め、改正後新たな名称として、伊江村総合体育館とし、位置を伊江村字東江前2427番地の2に定めるものでございます。

続きまして、別表第1（第7条関係）につきましては、各施設、区分ごとの使用料を定めておりますが、本改正におきましては、改正前の別表第1を全て改め、伊江村総合体育館の使用料として新たに定めるものでございます。別表第1を御覧ください。新たな別表第1につきましては、各施設区分ごとの村内と村外の使用料と区分をして、使用料を定めております。これは別表第2、多目的屋内運動場、別表第3、野球場の使用料と同じ体系で定めるものでございます。施設区分ごとの使用料金の設定につきましては、現行の使用料及び北部市町村にございます体育施設の使用料を参考に定めているところでございます。

では、改正後の施設区分の使用料の主立った部分について、御説明を申し上げます。体育館、小・中学生、

村内100円は、改正前と比較しまして、改正前は、午前9時から午後5時、昼ということで50円増える。午後5時から午後9時の夜はほぼ同額でございます。高校生・大学生・一般の200円は、昼夜ともに100円の増。10人以上の団体につきましては、800円と定めたいと思っております。プールの幼児・小・中学生の100円は、改正前と同額でございます。

2ページお願いいたします。プールの高校生・大学生・一般の200円は50円の増。充実した器材を揃えるトレーニングジムを整備しますが、ジムにつきましては、1回当たりとして中学生、高校生、大学生は200円、一般を300円と定めております。新たに設置されますサウナの料金につきましては、県内にあるサウナ施設の料金を参考に、またサウナに係る維持管理費等を勘案し、1人1回2時間以内とし1,000円と定めているところでございます。武道場につきましては、体育館と同額の料金を定めており、シャワーの200円は多目的屋内運動場、ビーチ内のシャワーの料金と同額としております。ミーティングルームにつきましては、1時間当たり、会議室使用料500円、冷暖房使用の場合は100円と定めており、ロッカーにつきましては、改正前ございましたが、新たな施設にはコイン返却式のロッカーとなり、無料となります。照明料につきましては、各施設で照明を使用する場合100円を加算するものと定めております。艇庫につきましては、修正箇所はございません。

3ページをお願いいたします。備考として①では、本表の使用料は1人1回当たりを原則とし、備考欄に記述のある項目につきましては、それを適用する規定をうたっております。②では、入場料を徴収する興行や営利を目的とする場合の割増規定を定め、③では、団体20人以上が使用する場合の加算料金について定めております。また、今説明しておりませんでした村外の使用料につきましては、先ほど御説明しました村内使用料の1.5倍から2倍で定めているところでございます。附則といたしまして、第1項施行期日に、この条例は令和4年4月29日から施行すると定めており、この日令和4年4月29日に総合体育館をオープンし、ゴールデンウィークに入る5月1日までの休日の3日、無料開放並びにイベントを企画して、多くの村民に体験していただけるよう計画をしているところでございます。

以上をもちまして、議案第26号の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

休憩します。

(休憩時刻12時01分)

再開します。

(再開時刻12時02分)

質疑ございませんか。6番 山城善彦議員。

○ 6番 山 城 善 彦 議員

この屋内体育施設の利用料につきましては、前回説明会の中でありましたが、会員制に対するこの割引という話がありましたが、それはまた後日検討するという話でありましたが、その内容については、まだ決定ではないわけですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育行政課長 万寿祥久君。

○ 教育行政課長 万 寿 祥 久 君

総合型スポーツクラブの会員がございしますが、まずこの条例可決をもって、料金が定まりましたら、それに基づいてまた料金、年会費についての相談を今現在、加入されている団体の皆様と相談をして定めていきたいと考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

6番 山城善彦議員。

○ 6番 山城善彦議員

私、一般質問の中で無料開放のことも申し上げて、体験的なトレーニングジム等は小人数、団体でできないかという話をしたんですが、それについては検討されませんでしたか。

○ 議長 渡久地政雄君

教育行政課長 万寿祥久君。

○ 教育行政課長 万寿祥久君

議員お説のとおり、新たな施設でございますので、多くの方々にまずは見ていただいて、体験していただきたいという気持ちでございます。各区、今B&G海洋センターの上の武道場にトレーニングルームが設置した当時、私も担当しておりましたが、各区の老人会、婦人会のほうに声をかけさせていただきまして、体験会を催した経緯がございます。また新たに施設につきましても、そういった各地域の皆様にご声かけをして、利用してまた会員の入会とか、利用、健康増進につながるような呼びかけで取り組んでいきたいと思っております。

○ 議長 渡久地政雄君

ほかに質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第26号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第26号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第26号 伊江村体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第26号 伊江村体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第27号 伊江辺地に係る総合整備計画の変更について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

議案第27号 伊江辺地に係る総合整備計画の変更についての、提案理由を御説明申し上げます。

伊江辺地総合整備計画は、平成30年度から令和4年度までの5年間計画を、平成30年3月9日議会で可決をしていただき、第1次変更を平成31年3月8日、第2次変更を令和2年3月11日に可決をいただき、事業を推進しているところでございます。今回、新規事業の伊江村陸上養殖施設整備事業の追加などに伴い、辺地総合整備計画の一部変更を行う必要がございますので、今回提案をさせていただいているところでございます。

なお、辺地計画の変更につきましては、あらかじめ県知事と協議を行い、議会の議決を経て総務大臣に提出する必要があります。そこで令和4年2月に沖縄県知事と協議を行い、令和4年2月14日付で、県知事から総合整備計画の変更協議について、異議がない旨の回答を得て、今議会に提案をしているものでございます。

なお、変更内容につきまして、政策調整室長から説明をさせたいと思っておりますので、御審議方、よろしくお願いをいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

政策調整室長 宮城弘和君。

○ 政策調整室長 宮 城 弘 和 君

それでは伊江辺地に係る総合整備計画の変更内容について、御説明いたします。総合整備計画書の新旧対照表をお開きいただきたいと思います。変更箇所につきましては、アンダーラインを引いてございます。右が変更前、左が変更後となります。まず今回の変更に伴いまして第2次変更が第3次変更となります。次に、辺地の人口につきましては、「4,596人」から「4,434人」へ変更し、辺地概況の(3)辺地度点数を「142点」から「147点」としております。次に今回、陸上養殖場施設整備事業の追加に伴いまして、2公共的施設の整備を必要とする事情の①農業経営の近代化のための施設を、①農漁業経営の近代化のための施設と、変更いたしております。

ページをめくっていただきまして、新たに農業に関する事項について、追記をしております。

次のページをお開きください。3公共的施設の整備計画の新旧対照表でございますが、農漁業経営の近代化のための施設につきましては、東江上第1地区、第2地区の農地保全整備事業、畜産総合施設整備事業の事業費の変更と陸上養殖場の施設整備事業の追加に伴いまして、事業費を「36億6,142万4,000円」から「54億8,405万6,000円」に、特定財源を「31億1,658万9,000円」から「45億7,203万9,000円」に変更してございます。一般財源を「5億4,483万5,000円」から「9億1,201万7,000円」に変更し、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を「5億3,930万円」から「8億1,900万円」に変更しております。次に、観光又はレクリエーションに関する施設につきましては、まちづくり支援事業の事業費の変更に伴いまして、事業費を「40億3,097万6,000円」から「48億6,469万円」に、特定財源を「31億1,060万2,000円」から「37億2,973万7,000円」に、一般財源を「9億2,037万4,000円」から「11億3,495万3,000円」に変更し、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を「9億1,580万円」から「10億9,540万円」に変更してございます。伊江中学校教員宿舍整備事業の事業費の変更に伴いまして、教職員宿舍の事業費を「9億828万4,000円」から「9億475万円」に、特定財源を「6億703万9,000円」から「5億398万2,000円」に、一般財源を「3億124万5,000円」から「4億76万8,000円」に変更し、一般財源のうち、辺地事業債の予定額を「3億円」から「2億7,580万円」に変更してございます。

以上の変更に伴いまして、合計の事業費を「91億9,577万4,000円」から、「118億4,858万6,000円」に変更し、特定財源を「72億8,393万円」から「92億5,545万8,000円」に変更し、一般財源を「19億1,184万4,000円」から「25億9,312万8,000円」に変更し、一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額を「19億30万円」から「23億3,540万円」に変更するものでございます。

資料といたしまして、次のA3版の伊江村辺地公共的施設整備事業の概要新旧対照表を添付してございます。変更箇所につきましては、朱書きアンダーラインで記載してございます。変更箇所につきましては、東江上第1地区農地保全整備事業、東江上第2地区農地保全整備事業、伊江村畜産総合施設整備事業、まちづくり支援事業スポーツ交流施設整備、伊江中学校教員宿舍整備事業の事業費、財源内訳、起債額の変更及び実施年度の変更と、伊江村陸上養殖場施設整備事業を新たに追加してございます。

今回の辺地に係る総合整備計画の変更につきましては、一般財源に辺地事業債を充当いたしまして、一般財源の抑制を図る措置としての変更計画となっております。

以上をもちまして、説明とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第27号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第27号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第27号 伊江辺地に係る総合整備計画の変更について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第27号 伊江辺地に係る総合整備計画の変更について、原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第28号 伊江村体験交流施設の指定管理者の指定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

議案第28号 伊江村体験交流施設の指定管理者の指定についての、提案理由を御説明申し上げます。

指定期間の満了に伴い、施設を適正かつ円滑に管理するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の、指定管理の指定について、提案をしているところであります。

指定管理対象施設が、伊江村字東江前2525番地にあります、伊江村体験交流施設、指定管理に指定するものとして、伊江村字東江前2525番地、LLP伊江島ホースセラピー、代表者 前川 保を予定しているところであります。指定の期間が、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間を予定しているところであります。

以上で、提案理由とさせていただきます。御審議方、よろしく願いをいたします。

なお、このLLP伊江島ホースセラピーについては、平成24年から指定管理を受託しておりまして、今回3回目の更新となっているところであります。

○ 議長 渡久地政雄君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。2番 並里晴男議員。

○ 2番 並里晴男議員

今回、一般質問でもLLP伊江島ホースセラピーのことをお聞きしましたが、提案理由で述べているように、施設を適正かつ円滑に管理するためということですが、このホースセラピーにおきましては、体験乗馬から、さらにゆり祭り等でも、乗馬をしていただいて、かなりのいろんなイベントにも協力していただいていると思います。そこで指定管理の協議書締結の際に、そのような旨のいろんな今までやってきていただいたこと、さらに今後の取組等につきましても、協力をしていただくようなことを協定書前に、話し合っていたいただきたいんですが、いかがですか。

○ 議長 渡久地政雄君

商工観光課長 島袋英樹君。

○ 商工観光課長 島袋英樹君

この本議案、提案させて御審議いただきまして、可決いただいたその次として、おっしゃるとおり指定管理に関する中身を、協定書の中身について、私どもとホースセラピーのほうでの協議の場に移ると思います。今まで、過去2回にわたって10年間、指定管理を受けた中身の協定書を踏まえた上で、今議員おっしゃるような形の意見のすり合わせをしながら、基本的なフォームというのは、協定書というのがございまして、今

までの部分もあるんですが、やはり現実に多分、向こう5年間の中身についても話し合いを持ちながら、すり合わせをして盛り込んでいって、また上司と決裁をいただきながら対応してまいりたいと思っています。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第28号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第28号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第28号 伊江村体験交流施設の指定管理者の指定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第28号 伊江村体験交流施設の指定管理者の指定について、原案のとおり可決されました。

日程第20 令和4年度新規事業箇所等現場視察の件を議題とします。

お諮りします。全議員で、令和4年度新規事業箇所等現場視察を行い、視察終了次第、散会することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって全議員で、令和4年度新規事業箇所等現場視察を終了次第、散会することに決定いたしました。

(散会時刻15時15分)